

刈谷市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1条 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、愛知県が策定した「木材利用の促進に関する基本計画」に即し、刈谷市の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用に関する目標の他、木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市内の建築物等の整備に木材を用いることにより、二酸化炭素の固定化による脱炭素社会の実現、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等森林の持つ多面的機能の発揮に寄与するとともに、市民に木のもたらす安らぎと温もりのある安全で快適な生活空間を提供することを目的とする。

(建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3条 愛知県、刈谷市、建築関係事業者、木材産業事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が市内全域に広がることを目指し、建築物において木造・木質化を促進する。

2 木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、10月8日の木材利用促進の日、及び10月の木材利用促進月間を中心に、木材の利用の意義やその効果について普及啓発を行うよう努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び県方針、本方針に照らしあわせて適切なものであるかを確認のうえ、締結する。

(2) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合は、協定の内容等を公表する。さ

らに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対して、活用できる支援制度の周知や木材利用における諸事項について情報共有する。

(木材利用の目標)

第4条 公共建築物を整備する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準により認められない場合又は木材の利用がなじまない場合を除き、施設の木造化、施設内装の木質化、施設における机、椅子等の備品及び消耗品の木製品の採用等木材の利用に努めるものとする。

(木材の利用の促進に必要な事項)

第5条 公共建築物の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方を心掛けるとともに、次の事項に留意するものとする。

- (1) 設計上の工夫により、計画の段階から、建設コストのみならず、維持管理並びに解体及び廃棄のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意するものとする。
- (2) 備品又は消耗品の購入に当たっては、購入コスト並びに木材の利用の意義及び効果を総合的に判断するものとする。
- (3) 法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外のものについて、愛知県や建築関係事業者、木材産業事業者等と連携し、木材の利用が進むように働きかけるものとする。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から適用する。